

第2次霧島市男女共同参画計画 のあらまし

霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画
霧島市女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画



霧島市

「第2次霧島市男女共同参画計画」の概要

1 計画策定の趣旨

本市は、2008（平成20）年3月に、2008（平成20）年度からの10年間を計画期間とした「霧島市男女共同参画計画」を策定、さらに、男女共同参画に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進することを目的に、「霧島市男女共同参画推進条例」を2012（平成24）年4月1日に施行、2013（平成25）年3月に「霧島市男女共同参画計画（後期計画）」を策定する等、男女共同参画の推進に向けた様々な取組を積極的に展開してきました。

これまでの取組により、男女共同参画に関する推進体制は整備されつつありますが、政策・方針決定過程における女性の参画は十分とはいえず、依然として、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識は残っています。このほか、配偶者等からの暴力の問題など様々な課題が存在しており、男女共同参画の取組を一層加速させていく必要があります。

また、国においては、少子高齢化の進行による人口減少社会の到来の中、持続的な成長を実現し、社会の活力を維持していくため、女性の力を最大限に発揮できるよう、2015（平成27）年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を制定するなど、男女共同参画を取り巻く状況は大きく変化しており、これらに対応した取組も求められます。

このような状況等を踏まえ、2018（平成30）年度～2022年度に向けて効果的に施策を展開するために、ここに「第2次霧島市男女共同参画計画」を策定するものです。

2 計画の性格

- この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び霧島市男女共同参画推進条例第11条第1項の規定に基づく、男女共同参画の推進に関する基本的な計画です。
- この計画の「重点課題3 男女がともに能力を発揮し希望する働き方ができる環境づくり」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく「市町村推進計画」に相当する「霧島市女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」です。
- この計画の「重点課題4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶」の一部は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」に相当する「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」です。

3 計画の期間

2018（平成30）年度～2022年度の5年間です。

4 計画の体系

基本理念	基本目標	重点課題
<p>「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行の影響についての配慮」 「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」 「男女の性と生殖についての理解」「教育や学習の場における配慮」「国際的協調」</p>	<p>男女の人権が尊重され</p> <ul style="list-style-type: none">○ 多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくり○ 誰もが安心して暮らすことができる社会づくり	<ol style="list-style-type: none">1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識の改革2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進3 男女がともに能力を発揮し希望する働き方ができる環境づくり4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶5 生涯を通じた男女の健康の保持・増進6 男女がともに安心して暮らせる環境の整備7 男女共同参画の視点に立った地域づくり及び防災の推進

5 計画の内容

重点課題1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識の改革

① 男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し

市の施策は、社会経済活動全般を対象に展開され、当該施策に伴って生じる影響も広範多岐にわたるため、男女共同参画に関係がないように見える施策であっても、現実には男女が置かれている立場に対する配慮が欠けると、結果的に男女の現実の格差を固定あるいは拡大させるなど、男女共同参画の推進に逆行するような影響を及ぼす可能性があります。そのため、「男女共同参画社会の形成」は市の広範多岐にわたるあらゆる施策を横断する課題であることを認識し、全庁横断的に一体となって取組を推進します。

② 男女共同参画に関する広報・啓発の実施

男女共同参画の重要性をあらゆる人が共感し、理解することができるよう、男女共同参画の理念についてわかりやすい広報・啓発活動を実施します。

③ 男女共同参画に関する調査研究、情報収集

男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施していくために、国内外の動向、様々な分野における男女共同参画の推進に関する施策の現状及び市民の意識等を的確に把握するとともに、各種統計データ、学術成果など必要な情報を幅広く収集し、分析します。

項目	現状値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担に『反対』と思う市民の割合	59.5%	2016	64.5%	2021

重点課題2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

① 子どもへの男女共同参画教育の推進

男女共同参画の重要性を理解するためには、子どもの頃からの教育が重要であることから、幼少時からの教育・学習機会の充実を図ります。

また、教育関係者の男女共同参画に関する意識は、子どもたちをはじめ教育を受けている者の意識に大きな影響を及ぼすことから、男女平等を推進する教育の内容が充実するよう、教育関係者を対象とした研修等の取組を推進します。

② 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

自らの個性と能力を発揮し主体的な生き方を選択できるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育を含む生涯学習を推進します。

項目	現状値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
子ども向けの男女共同参画講座の延べ実施数	6回	2016	30回	2022
男女共同参画に関する講座等を実施した公立小中学校の割合	41.7%	2016	66.6%	2022
18歳以上で教育委員会主催の各種講座等に申込をした者の割合	9.9%	2016	10.0%	2022

<p>① 行政分野における女性の参画の促進</p> <p>性別によって行政サービスの受益や負担に不均衡や不公平が生じることなく、男女双方の行政ニーズを施策に適切に反映させるために、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。</p>	<p>② 雇用の分野における男女の均等な機会・待遇の確保と女性参画の促進</p> <p>雇用の分野において、男女の「平等な機会」のみならず「平等な待遇」を確保していくためには、事業者の積極的な取組とそれを促進させる働きかけが必要です。そのため、男女雇用機会均等法等関係法令の普及・啓発を通じ、雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保、並びに「積極的改善措置（ポジティブ・アクション）」の本来の意義や目的の周知に努め、女性の参画拡大に関し事業者の主体的取組を促進します。</p>
<p>③ 自営業における就業環境の整備及び女性の経営参画の促進</p> <p>農林水産業及び商工業等の自営業において、女性の就業環境の整備を促進するとともに、経営等の方針決定過程への参画を進めます。</p>	<p>④ 再就職、起業等における女性の能力開発と人材育成</p> <p>女性の能力開発や人材育成を図る各種研修や講座等を実施するとともに、関係機関が実施する能力開発や人材育成に関する各種学習情報の提供を行います。</p>
<p>⑤ 子育て・介護基盤整備等の推進</p> <p>男女の別や就労の有無に関わらず、安心して子育てや介護ができる社会の実現に向けて、多様化する保育ニーズへの対応や子育て支援拠点、介護支援の充実を図ります。</p>	<p>⑥ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）*と働き方改革の推進</p> <p>仕事と育児・介護等の両立に関する意識啓発を進め、「男性は仕事、女性は家庭」というような性別による固定的な役割分担意識の解消や男性の家事・育児参画の促進等を進めます。</p>

項目	現状値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
女性の受験応募者数の割合（市職員）	29.6%	2016	30.0%	2019
審議会等への女性登用率	29.7%	2016	40.0%	2022
家族経営協定締結数	78戸	2016	84戸	2022
創業相談件数（霧島市創業支援センター）	42件	2016	60件	2022
ワーク・ライフ・バランスの推進を行っている企業の割合	81.8%	2016	87.8%	2022
市職員のうち男性の育児休業取得率	2.9%	2016	増加させる	2019
教育・保育施設の定員数	5,214名	2017	5,614名	2019

*ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

働く人が仕事上の責任を果たそうとすると、仕事以外の生活でやりたいことや、やらなければならないことに取り組みなくなるのではなく、両者を実現できる状態のこと。

重点課題4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

① 暴力の根絶のための社会基盤づくり

暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されないものであるとの社会的認識の徹底等、暴力を根絶するための社会基盤づくりを推進します。

② 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の推進（霧島市DV防止計画）

DV被害者への相談体制の充実や関係機関との連携強化を図り、被害者の保護、自立支援に向けた総合的な対策を推進します。

③ ハラスメント防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止に向けた取組を進めるとともに、未然防止のための広報・啓発活動を行います。

項目	現状値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
配偶者暴力防止法を知っている市民の割合	61.5%	2016	66.5%	2021
「DVを受けたことがある」人の割合（過去1年間）	1.54%	2016	1.11%	2021
DV被害を受けた人のうち、誰かに相談した人の割合	69.0%	2016	74.0%	2021

重点課題5 生涯を通じて男女の健康の保持・推進

① 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

男女が生涯を通じて適切に自己の健康管理を行うために、正確な知識の普及や相談体制、健（検）診体制を充実させるとともに、性差に配慮した健康支援を推進します。また、薬物や喫煙、飲酒等の健康を脅かす問題についての対策を推進します。

② 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進

女性が安心・安全に妊娠・出産できる体制の充実を図ります。また、望まない妊娠を防ぐという観点を含めて、性について正しく理解し適切に行動を取ることが必要なことから、性に対する正しい知識の普及を図ります。

③ 生涯にわたるスポーツ活動の推進

生涯を通じて心身ともに健康で活力ある生活を送るために、性別・年齢等に関わらず全ての人がスポーツを行える環境づくりを行います。また、地域の実態や住民のニーズに応じたスポーツ指導ができる女性の人材の養成を図ります。

項目	現状値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
子宮がん検診受診率（20歳～69歳）	26.2%	2016	31.2%	2021
乳がん検診受診率（40歳～69歳）	33.0%	2016	38.0%	2021
運動習慣のある者の割合				
①（20歳～64歳）	①10.3%	2017	①25.0%	2022
②（65歳以上）	②30.7%		②38.0%	

重点課題6 男女がともに安心して暮らせる環境の整備

① ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭は、経済面、子どもの教育、健康面で不安が大きく、仕事と家庭の両立が困難なことから、個々の状況に応じた総合的な支援を展開します。

② 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

高齢者が自立し安心して暮らせるために、男女の生活実態、意識、身体機能等の違いに配慮した施策等を展開します。また、高齢者の現状が、若い時期からの性別による固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行の影響を大きく受けていることを踏まえた上で、就業や社会参画の支援を行う制度や環境の整備、性差に配慮した医療・介護予防への取組を進めます。

③ 障がい者が安心して暮らせる環境の整備

障がい者が地域で自立して暮らせるようにするため、障がい者が直面する生活上の困難の背景にある様々な障壁を、人権及び男女共同参画の視点で取り除く施策を総合的に推進します。

④ 外国人が安心して暮らせる環境の整備

グローバル化の進展に伴い、本市で暮らす外国人は増加しており、その数は男性よりも女性が多くなっています。特に、外国人女性は、言語の違い、文化・価値観の違い、頼れる身寄りが身近にいないこと等による孤立化などの困難に加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合があり、そのような状況を踏まえた支援を進めます。

⑤ 子どもが安心・安全に暮らせる環境の整備

子どもたちが健やかに成長できるよう、暴力根絶に向けた環境整備を推進するとともに、社会全体で子どもを支える取組を進めます。

項目	現状値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
シルバー人材センター会員数	1,008人	2016	1,060人	2020
日頃の悩みや困り感を行政や相談支援事業所に相談する割合	10.3%	2017	35.0%	2022

重点課題7 男女共同参画の視点に立った地域づくり及び防災の推進

① 地域社会における男女共同参画の推進

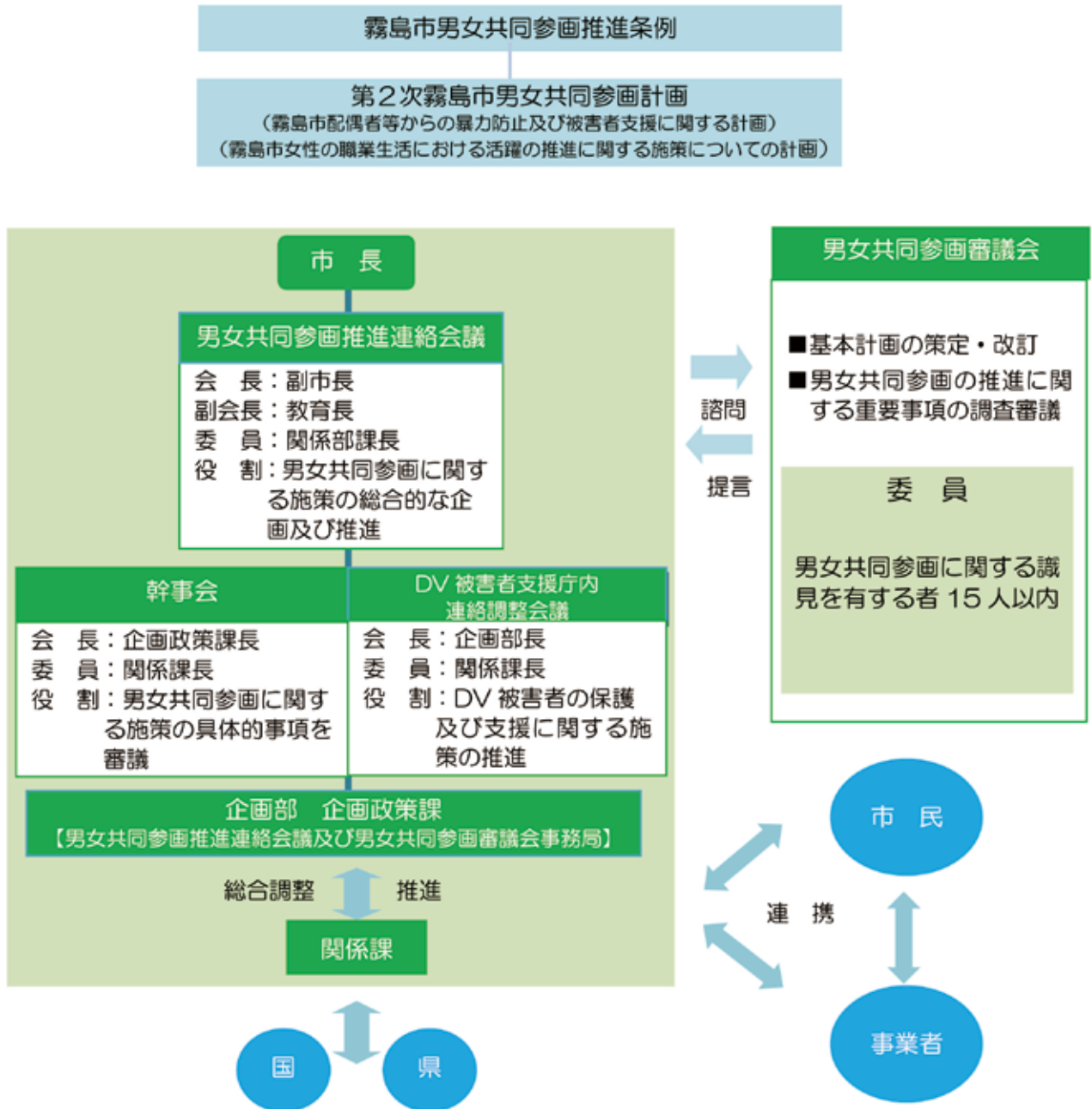
地域で男女共同参画を推進する人材の育成や男女共同参画の視点を取り入れた地域づくりに関する学習機会を提供し、女性や若年層をはじめとした多様な人材の参画を促進します。

② 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

地域における生活者の多様な視点を反映した地域の防災力の向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する取組を推進します。

項目	現状値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
県男女共同参画地域推進員	9人	2016	9人	2022
まちづくりや地域活動を行っている市民団体数	1,491件	2016	1,530件	2022

6 計画の推進体制



発行：霧島市企画部企画政策課
 〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45番1号
 TEL0995(45)5111 FAX0995(47)2522
 ホームページURL: <http://www.city-kirishima.jp>
 Email: kikaku@city-kirishima.jp

平成 30 年3月発行